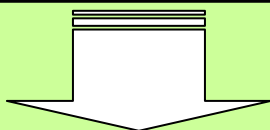


国際希少野生動植物種の 登録について

国際希少野生動植物種 の所有者

種の保存法施行令別表第2の表2に掲げる種が対象。
(ワシントン条約附属書 に掲載されている国際希少種)

国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅の
おそれのある野生動植物種
輸出入、譲渡し等、陳列等が規制されています。



登録機関に登録を申請して登録票の交付を受けることにより、
譲渡し等や陳列をすることができます（法第20条）

登録の申請に必要なもの：
申請書、登録するものの写真、
登録するものの入手経緯を証明する書類（コピー） 等

***登録を受けることが出来るのは、
以下のような場合に限られます。**

【登録要件(施行令第4条)】

国内で繁殖した個体等
条約適用前に国内で取得した個体等
関税法の許可を受けて輸入された個
体等

- ・ 施行令別表第6に掲げる種の
個体群(登録対象個体群)
- ・ 認定された施設において商業
的目的で繁殖された個体等

*登録票の取扱いについて

販売・頒布目的の陳列の際には
登録票を備え付けておかなけれ
ばならない。

譲渡し等の際にはその個体等に
係る登録票とともにしなければな
らない

譲受け又は引取りをした者は、
30日以内にその旨を届け出なけ
ればならない

個体等の死亡により占有しなく
なった場合、登録票を返納しなけ
ればならない。

罰則について

偽りその他不正の手段により登録を受けた場合
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第59条第3項）
登録票の管理等の規定（備え付け、返納等）に違反した場合
30万円以下の罰金（法第63条第6項）

* 登録関係事務は、登録機関である(財)自然環境研究センターが行っています。

* 申請関係(申請、再交付申請、譲り受け届出)の書式については「申請・届出等手続一覧」をご
覧下さい。

お問い合わせは、(財)自然環境研究センターへ

* 登録制度について（種の保存法第20条）*

国際希少野生動植物種のうちワシントン条約附属書 に掲げられた種に関する個体等については、商業的取引が可能なものと不可能なものを区別するため、登録によって当該個体等であることを確認できるようにした上で国内での商業目的の流通を認めており、登録された個体等については、譲渡に係る許可が不要となります。

登録は、政令で定める要件のいずれかを満たし、必要な提出書類等が揃っている場合に限りすることができます。

- 本邦内で繁殖した個体又はその個体から生じた器官等である場合
- ワシントン条約適用以前 に本邦内で取得されていた個体等である場合
適用日は種ごとに定められ、多くの種はワシントン条約が国内発効した昭和55年11月4日です。
- 関税法第67条の許可を受けて輸入された個体等であって、次のいずれかに該当する場合
 - 認定された繁殖施設で商業的目的で繁殖させた個体等
 - ワシントン条約適用以前に輸出国内で取得され、又は輸入されたことを輸出国の政府機関が証明したものである場合
 - 別表第6に掲げる登録対象個体群である場合

登録を受けた個体等には登録票が交付されます。登録個体及び登録票の管理については、以下の規定があります。

- 販売・頒布目的の陳列の際には登録票を備え付けておかなければならない。
- 譲渡し等の際にはその個体等に係る登録票とともにしなければならない
- 譲受け又は引取りをした者は30日以内にその旨を届け出なければならない

登録関係事務は、環境大臣の登録を受けた機関に行わせることができ、現在は（財）自然環境研究センターが行っています。登録に関する申請書等の受付や、手続きの詳細に関するご案内は、下記が問い合わせ先となります。

(財)自然環境研究センター CITES管理事業部 〒110-8676 東京都台東区下谷3丁目10番10号 Tel: 03-5824-0953
--

ご不明な点は担当（環境省自然環境局野生生物課・条約法令係）へお問い合わせ下さい。

TEL: 03-3581-3351 内線6463

FAX: 03-3581-7090